

第一スマート保険契約管理システムの利用に関する取扱規定

この規定は、少額短期保険契約に基づく保険契約者およびシステム利用者が、第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当会社」といいます。）の提供する第一スマート保険契約管理システム（以下「本システム」といいます。）を利用することに関する取扱を定めるものです（以下この規定を「本規定」といいます。）

第1条（規定の適用）

1. 第2条で定めるシステム利用者は、本規定に同意のうえ、本規定に基づき本システムの利用を申込み、当会社が承諾することを条件に本システムを利用できるものとします。
2. 前項のシステム利用者が、未成年者、未成年被後見人、被保佐人または被補助人である場合、当該利用者は、本規定の同意および本システムの利用につき、それぞれ親権者、未成年後見人、保佐人または補助人の同意を得て本規定を同意し、本システムを利用したものとみなします。当該同意を得た時点で未成年者であった利用者が、成年に達した後に本システムを利用した場合、未成年者であった間の行為を追認したものとみなします。

第2条（用語の定義）

用語	用語の意味
有資格者	本システムの対象となる少額短期保険契約の被保険者となる資格を有する者
団体構成員	本システムの対象となる少額短期保険契約の被保険者となる資格を有する者のうち保険契約者の従業員、役員など（その範囲はそれぞれの少額短期保険契約において定めるものとします。）
団体構成員の家族	本システムの対象となる少額短期保険契約の被保険者となる資格を有する者のうち保険契約者の従業員、役員などの、配偶者・子どもなどその家族である者（その範囲はそれぞれの少額短期保険契約において定めるものとします。）
団体事務担当者	保険契約者が本システムの利用に関し代理権を授与し任命した、少額短期保険事務取引全般を管理し、本システムを利用できる者
システム利用者	有資格者、団体構成員、団体構成員の家族、団体事務担当者、少額短期保険契約の被保険者の総称
異動	少額短期保険契約の加入、少額短期保険契約からの脱退、被保険者名の変更等を行うこと

システム利用設備	本システムを利用するために通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（スマートフォンおよびタブレット端末を含むコンピュータ本体、入出力装置およびその他の機器、ソフトウェアをいいます。）
当会社のシステム提供用設備	本システムを提供するために、通信回線に接続された当会社の電気通信設備（コンピュータ本体、入出力装置およびその他の機器、ソフトウェアをいいます。）

第3条（対象となる少額短期保険契約）

本システムの対象となる少額短期保険契約は、次の通りとします。

熱中症保険（団体一括加入特約付）

第4条（本システムの内容）

本システムは、保険契約者が少額短期保険契約を継続するために被保険者の異動手続きなど団体保険事務処理全般を行う機能を提供し、正当な異動申込を支援するための情報および必要な機能をシステム利用者に提供する仕組みです。

本システムの利用機能は、以下のとおりとなります。ただし、契約内容によっては、利用いただけない場合があります。

1. 保険契約者利用機能

- (1) 保険契約者宛ての各種通知を照会する機能
- (2) 被保険者の異動（保険契約からの脱退・被保険者名等の変更）に関する申出
- (3) 保険料案内および保険料収納状況の照会
- (4) 保険契約者の異動（団体名・住所等の変更）に関する申出
- (5) 被保険者情報の照会、取出し
- (6) 団体事務担当者のユーザー管理

2. 被保険者利用機能

- (1) 加入内容を照会する機能
- (2) 被保険者宛ての各種通知を照会する機能
- (3) 異動の申込を行う機能
- (4) 被保険者からの支払請求に関する申出

第5条（本システムの利用目的）

1. 保険契約者における本システムの利用目的

- (1) 有資格者の加入を当会社へ漏れなく連携すること
- (2) 被保険者の異動申込を当会社へ漏れなく連携すること

- (3) 保険契約者の異動申出および保険料の確認・収納に関する事務を適切に運営管理すること
 - (4) 被保険者が本システムを利用するためのログイン情報を適切に運営管理すること
2. 被保険者における本システムの利用目的
- (1) 加入内容の照会を行うこと
 - (2) 支払請求の申請を行うこと
 - (3) 異動の申込を行うこと
3. システム利用者は、本システムを利用することにより得られる一切の情報を、当会社の事前の承諾なしに前項に定める利用目的以外の目的で複製し、その他それを印刷もしくは出版し、放送するなどその方法のいかんを問わず第三者による利用に供しないものとします。

第6条（本システムの周知徹底）

保険契約者は当会社との間であらかじめ定めたシステム利用者に対して、本システム、本規定に記載した事項のうちシステム利用者に通知すべき重要事項を、周知徹底することとします。

第7条（本システム利用方法）

- 1. システム利用者は、それぞれのシステム利用設備を使用して、本システムを利用するものとします。
- 2. システム利用者は、暗号通信モードでインターネットに通信回線接続し、本システムを利用するものとします。
- 3. システム利用者は、自己の費用と責任で、電気通信事業者等の提供するインターネット接続サービス等により当会社の提供する本システムを利用するものとします。

第8条（団体事務担当者用IDおよびパスワードの管理）

- 1. 団体事務担当者が本システムを利用するための団体番号、ユーザーID（以下「団体事務担当者用ID」といいます。）およびパスワードは、団体事務担当者のEメールアドレス宛に通知します。パスワードは新規ユーザー登録時に団体事務担当者が任意の内容で設定します。
- 2. 団体番号、団体事務担当者用IDおよびパスワードは、保険契約者の責任において管理および使用することとします。団体番号、団体事務担当者用IDおよびパスワードの使用上の過誤ならびに第三者による不正使用等によって生じた損害等については、当会社の故意または重大な過失がある場合を除いて、当会社は一切その責任を負わないものとします。
- 3. 団体事務担当者の遵守事項
 - (1) 団体事務担当者は、団体番号、団体事務担当者用IDおよびパスワードの譲渡、貸与、使用許諾、第三者への開示をすることはできません。

- (2) 団体事務担当者は、団体事務担当者用パスワードを失念した場合は、直ちに当会社へ届け出るものとします。
- (3) 団体事務担当者は、団体番号、団体事務担当者用 I D およびパスワードを盗まれた場合、パスワードの不正利用が判明した場合は、直ちに当会社へ届け出るものとします。

第 9 条（被保険者用 I D およびパスワードの管理）

1. 被保険者が本システムを利用するためのユーザー I D（以下「被保険者用 I D」といいます。）およびパスワードは、当会社が保険契約者へ通知します。
2. 被保険者用 I D およびパスワードの管理ならびに使用は、被保険者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等によって生じた損害等については、当会社の故意または重大な過失がある場合を除いて当会社は一切その責任を負わないものとします。
3. 保険契約者の遵守事項
 - (1) 保険契約者は、被保険者用 I D および初期パスワードを被保険者以外には通知しないものとします。
 - (2) 保険契約者は、前項で定めた被保険者用 I D および初期パスワードを被保険者に遅滞なく通知することとします。
4. 被保険者の遵守事項
 - (1) 被保険者は、本システムの初回使用時に初期パスワードでログインし、直ちにパスワードを変更することとします。
 - (2) 被保険者は、被保険者用 I D およびパスワードの譲渡、貸与、使用許諾、第三者への開示をすることはできません。
 - (3) 被保険者は、被保険者用 I D および初期パスワードを失念した場合は、団体事務担当者に届け出るものとします。2 回目以降のログイン時にパスワードを失念した場合は、ログイン画面より再設定を行うものとします。
 - (4) 被保険者は、被保険者用 I D およびパスワードを盗まれた場合、パスワードの不正利用が判明した場合は、直ちに保険契約者経由で当会社に届け出るものとします。

第 10 条（システム利用者の認証要領）

1. 当会社は、ユーザー I D およびパスワードなどによりシステム利用者を認証し、本システムをシステム利用者に提供します。
2. 当会社は、前項のシステム利用者の認証内容に従った機能を提供します。
3. 当会社は、ユーザー I D およびパスワードなどの一致を確認した場合は、当該ユーザー I D およびパスワードなどが割り当てられたユーザーによるシステム利用があったものとみなして取り扱います。

第11条（被保険者の異動に関する手続き方法）

1. 保険契約者は、本システムを利用し被保険者の異動に関する申出業務を行う場合、異動内容を入力することで異動に関する申出手続きを行うものとします。ただし、当社が認めた場合には、保険契約者は異動書類にて当社に異動に関する申出を行うものとします。
2. 前項の方法により異動に関する申出を行う場合、当社は、保険契約者の異動内容を送信する手続きが正常になされたことかつ送信した内容が当社の定める異動処理要件を満たしたことを以って保険契約者からの異動申出があったものとして取り扱います。
3. 保険契約者により異動内容を送信する手続きがなされていない場合、または送信が正常になされていない場合、当社は保険契約者の異動申出を受けていないものとします。
4. 第1項に定める申出手続きによってのみ被保険者の異動に関する申出を行うことができ、それ以外の手続きによっては、被保険者の異動に関する申出を行うことはできないものとします。

第12条（被保険者の支払請求に関する手続き方法）

1. 本システムを利用し被保険者が支払請求に関する申出を行う場合、被保険者が申出手続きを行うものとします。ただし、当社が認めた場合には、被保険者は書面にて当社に支払請求に関する申出を行うものとします。
2. 本システムを利用し被保険者が支払請求に関する申出を行う場合、当社は、被保険者の支払請求内容を送信する手続きが正常になされ、かつ送信した内容が当社の定める支払処理要件を満たしたことを以って被保険者からの支払請求申出があったものとして取り扱います。
3. 被保険者により支払請求内容を送信する手続きがなされていない場合、または送信が正常になされていない場合、当社は被保険者の支払請求申出を受けていないものとします。
4. 第1項に定める申出手続きによってのみ被保険者は支払請求申出を行うことができ、それ以外の手続きによっては、被保険者は支払請求申出を行うことはできないものとします。

第13条（保険契約者の異動に関する手続き方法）

1. 保険契約者は、本システムを利用し保険契約者の異動に関する申出業務を行う場合、異動内容を入力し、本システムの機能にて当社に送信することで異動に関する申出手続きを行うものとします。ただし、当社から求めがある場合には、保険契約者は異動書類にて当社に異動に関する申出を行うものとします。
2. 前項の方法により保険契約者の異動に関する申出を行う場合、当社は、保険契約者の異動内容を送信する手続きが正常になされ、かつ送信した内容が当社の定める異動処理要件を満たしたことを以って保険契約者からの異動申出があったものとして取り扱います。

3. 保険契約者により異動内容を送信する手続きがなされていない場合、または送信が正常になされていない場合、当社は保険契約者の異動申出を受けていないものとします。
4. 第1項に定める申出手続きによってのみ保険契約者の異動に関する申出を行うことができ、それ以外の手続きによっては、保険契約者の異動に関する申出を行うことはできないものとします。

第14条（当社が行う本システム提供の停止）

1. 当社は、システム利用者に次のいずれかに該当する事実があった場合には、本システムの提供を停止することがあります。
 - (1) 本規定に定める事項に違反した場合
 - (2) システム利用者が反社会的勢力に該当する場合
 - (3) 当社が不相当と判断する行為をシステム利用者が行った場合
2. 当社は、前項の規定により本システムの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止日および停止期間を保険契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 前2項による本システムの提供の停止によって、システム利用者に損害が生じた場合は、当社の故意または重大な過失がある場合を除いて当社はその責任を一切負わないものとします。

第15条（当社が行う本システム提供の終了）

1. 当社は第3条（対象となる少額短期保険契約）に定めた少額短期保険契約が、全て解約または解除された場合、本システムの提供を終了します。
2. 当社は、第14条（当社が行う本システム提供の停止）第1項の規定により本システムの利用を停止した場合において、本システムの利用者が同項各号に定める事実を解消しないときは、本システムの提供を終了する場合があります。
3. 前項の規定にかかわらず、第14条第1項各号に該当した場合で、その事実が当社の業務遂行に支障をおよぼすと当社が判断したときは、直ちに本システムの提供を終了することがあります。
4. 当社は、前2項の規定により本システムの提供を終了するときは、あらかじめその旨をシステム利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 本条による本システムの提供の終了によって、システム利用者に損害が生じた場合は、当社の故意または重大な過失がある場合を除いて当社はその責任を一切負わないものとします。

第16条（本システム提供の中断）

1. 当社は、次の場合には、本システムの提供を中断することがあります。
 - (1) 当社のシステム提供用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 停電や天災、感染症の流行等の不可抗力が生じた場合
 - (3) 第8条（団体事務担当者用IDおよびパスワードの管理）第3項第3号、および第9条（被保険者用IDおよびパスワードの管理）第4項第4号に基づく保険契約者からの届出を受けた場合
 - (4) その他、本システム提供の中断を当社がやむを得ないと判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本システムの提供を中断するときは、あらかじめその旨をシステム利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第1項による本システムの提供の中断によって、システム利用者に損害が生じた場合は、当社の故意または重大な過失がある場合を除いて当社はその責任を一切負わないものとします。

第17条（当社の維持責任）

当社は、当社のシステム提供用設備に障害が生じまたは当社のシステム提供用設備が消滅したことを知ったときは、すみやかに当社のシステム提供用設備を修理しまたは復旧に努めるものとします。

第18条（保険契約者の維持責任）

1. 保険契約者は、何らかの障害により本システムを利用することができなくなったときは、その旨を当社に通知するものとします。
2. 保険契約者は、本システムの提供に支障を与えないために、保険契約者のシステム利用設備を正常に稼働するよう維持するものとします。

第19条（保険契約者および被保険者への通知）

1. 当社から保険契約者および被保険者への通知は、本条の定めにより行われるものとします。
2. 当社は、次の各号に定める事由が生じたときは、保険契約者および被保険者にその旨を通知します。
 - (1) 本規定の変更
 - (2) 本システムメニューの追加、変更および削除
 - (3) 本システムの機能変更
 - (4) 本システム提供の中断、停止および終了
 - (5) 本システム提供条件の変更

第20条（本システム利用者の禁止行為）

1. システム利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。また、保険契約者は、システム利用者に対して、次の行為を行わないことを遵守させるものとします。
 - (1) 本システムにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信しまたは書き込む行為
 - (3) 本規定に定めた利用目的以外に本システムおよび本システムにより利用しうる情報を不正に利用する行為
 - (4) 本規定に定めた利用目的以外の情報を当会社に送信する行為
 - (5) 不正な情報を当会社に送信する行為
 - (6) 本システムを利用することにより知り得た情報を本規定に定めた利用目的以外に第三者に漏洩する行為
 - (7) 本システムの利用者以外の第三者に団体番号、団体事務担当者用ID、被保険者用ID、および各IDのパスワードを漏洩する行為
 - (8) 本システムの利用者が、自己以外の団体番号、団体事務担当者ID、被保険者用IDおよび各IDのパスワードを不正に使用する行為
 - (9) 反社会的勢力への利益供与その他の協力的行為
 - (10) その他、本規定、法令および公序良俗に違反し、または違反するおそれのある行為
2. 本システム利用者が、本システムの利用によって印刷した印刷物およびダウンロードしたファイルの管理は本システムの利用者の責任にて行うものとし、当会社の故意または重大な過失がある場合を除いて当会社は一切その責任を負わないものとします。

第21条（当会社の免責事項）

1. 本システムにおいて、システム利用者と当会社との間の通信回線途上における第三者による次の行為に係わる疑義、紛争および損害について当会社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当会社に故意または重大な過失がある場合にはその内容に応じて当会社も責任を負うものとします。
 - (1) 第三者による通信情報の傍受
 - (2) 第三者による前号の行為により取得された暗号通信情報の解読
 - (3) 第三者による第1号および第2号により取得された情報の不正使用
 - (4) 第三者間による第1号および第2号により取得された情報の不正取引
2. システム利用者は、本システムを利用して自らが行った一切の行為とその結果について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除いて、すべての責任を負うものとします。保険契約者は、本システムを利用したことに起因して、当会社に直接的または間接的に何らかの損害ま

たは費用（弁護士費用を含みます。）を発生させた場合、当会社の請求に従って直ちにこれを賠償するものとします。

3. 保険契約者は、本システムの利用に関して第三者から問合せもしくはクレームを受けた場合または第三者に対して損害を与えた場合（保険契約者が本規定に違反したことにより、当会社または第三者に損害が生じた場合を含みます。）には、自己の責任と費用をもって処理および解決するものとし、当会社は一切責任を負いません。

第22条（保険契約者との疑義および紛争の解決）

1. 本規定について、保険契約者、当会社両者間に疑義および紛争が生じた場合は、法令、商習慣による他、信義誠実の精神に則り、保険契約者および当会社間で協議の上、すみやかに解決するものとします。
2. 本規定に明記されていない事項についても前項と同様とします。

第23条（被保険者との疑義および紛争の解決）

1. 被保険者から本システムに関して疑義の申出または紛争が発生した場合は、これが当会社の本システム提供上の過誤によって生じたと認められる場合を除き、保険契約者が責任を持って解決するものとします。この場合において、保険契約者は、当会社に対し、当該対応について必要な協力を求めることができるものとします。当会社は、被保険者からの申出が保険契約者の過誤によると認められる場合を除き、これに誠実に対応しなければならないものとします。
2. 保険契約者の故意または過失によって被保険者に損害が発生した場合には保険契約者が賠償するものとします。
3. 保険契約者の故意または過失によって生じた被保険者の損害について当会社が被保険者に対して損害賠償を行った場合、当会社は保険契約者に対して求償できるものとします。

第24条（裁判管轄）

本規定について、保険契約者および当会社間に疑義または紛争が生じ、裁判により解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（著作権、商標権その他の知的財産権）

1. 本システムにおいて、当会社がシステム利用者に提供するコンテンツに関する著作権その他一切の知的財産権は当会社または当会社に権利の使用を許諾した者（以下「許諾者」といいます。）に帰属します。システム利用者が許諾者の知的財産権を侵害またはこれに起因して許諾者との間で訴訟その他の紛争が生じた場合、システム利用者は、自己の費用と責任において問題を解決するものとし、当会社に何らの損害または損失も与えないものとします。

2. 本システム上には商標、ロゴおよびサービスマーク等（以下「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当社は、本規定によりシステム利用者その他の第三者に対し何ら当該商標等に係る権利を譲渡し、または当該商標等の使用を許諾するものではありません。

第26条（当社の機密保持）

当社は、本システムに関連して知り得たシステム利用者の機密情報を第三者に漏洩しないものとします。

第27条（権利譲渡の禁止）

保険契約者および当社は、本システムに関する権利義務を第三者に譲渡することはできないものとします。ただし、保険契約者または当社の組織変更等に伴い本システムの利用に係る権利義務が第三者に承継された場合は、この限りではありません。

第28条（保険契約者が業務委託をしている場合の特例）

1. 当社は、別途書面に定める少額短期保険契約に係わる保険契約者と当社の間の保険事務取引を保険契約者が第三者に業務委託している場合、保険契約者の申出により保険契約者の業務委託先である第三者（以下「保険契約者の業務委託先」といいます。）に本システムの利用を認める場合があります。
2. 前項の規定により、当社が保険契約者の業務委託先に本システムの利用を認めた場合、システム利用者に保険契約者の業務委託先を含めるものとします。
3. 保険契約者の業務委託先が一定の事務を代行する旨の届出を、保険契約者が当社に提出している場合、保険契約者の業務委託先は当社に本システムの利用を申し込むことができるものとします。

第29条（規定の改定等）

1. 当社は、法律所定の要件を充足した場合に、本規定を改定または廃止することができます。この場合、改定日以降は改定後の規定を適用し、廃止日以降は本規定の適用を終了するものとします。本規定の改定または廃止により本システムの利用者または第三者に生じた損害について、当社の故意または重大な過失がある場合を除いて当社は一切責任を負いません。
2. 前項の改定および廃止については、当社のインターネットホームページ等において告知します。
3. 本規定に特に定めのない事項については、少額短期保険契約の普通保険約款および各特約条項の規定のほか、当社が別に定める規定等に従うものとします。なお、本システムについて、

本規定と当社が別に定める規定等の内容が異なる場合には、別段の定めがある場合を除き、本規定が優先されるものとします。

2026年4月28日制定